

# 八戸市附属機関等の設置及び運営に関する要綱の運用方針

八戸市附属機関等の設置及び運営に関する要綱の制定に伴い運用方針を次のように定めたので、これによって運用してください。

## 〔第2条第2項関係〕

- 1 当該要綱において除かれる附属機関等は、第1号及び第2号に規定するもののほか、次に掲げるものをいう。
  - (1) 附属機関等の下部組織にあたる専門部会
  - (2) 特定のイベント、行事等の推進を目的とする実行委員会

## 〔第4条関係〕

- 1 第1号の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、20名を超える委員数とすることができる。
  - (1) 法令等に定めがある場合
  - (2) 附属機関等の性格上、多数の関係団体、機関等が存在し、これらの意見を聴く必要がある場合
- 2 第2号の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、同一委員の通算在任期間は10年を超えることができる。
  - (1) 当該附属機関等において必要とする知識、経験が豊富であり、他の者をもって替えがたい場合
  - (2) 団体（議会を含む。）からの推薦の場合で、条件を付して依頼したにもかかわらず、特に個人を指定して推薦があった場合
  - (3) その他、特に市長が必要と認める場合
- 3 第2号の規定により通算在任期間を積算する際、1回の任期が1年に満たない場合（補欠の委員の場合を除く。）は、これを1年とみなす。
- 4 第5号の「10パーセント」の取扱いは、次の各号による。
  - (1) 委員総数に10パーセントを乗じて得た数値が1未満の場合は、これを1とする。
  - (2) 委員総数に10パーセントを乗じて得た数値が1以上の場合で小数点以下の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

## 〔その他〕

- 1 任期満了等により当該附属機関等の委員の職を辞した方（市職員を除く。）に対しては、市長名による礼状を出すものとする。
- 2 団体（議会を含む。）に委員の推薦を依頼する場合は、当該依頼文書に第4条第2号から第3号に規定する委員選任に係る条件を明記するものとする。

附

この運用方針は、平成12年4月1日から施行する。

附

この運用方針は、平成15年4月1日から施行する。

附

この運用方針は、平成19年4月1日から施行する。